

混廃分別方法の見直しも検討

安定型処分場、政省令改正か

今回の通常国会で成立した改正廃棄物処理法の政省令公布にあわせ、環境省は安定型処分場の構造基準などを見直す方向で検討していることが関係者への取材でわかった。ただ、昨年度行われた「最終処分場に係る基準のあり方検討会」では、規制のあり方など一部について、識者間で意見が分かれたという。最終報告も現時点では未完成だ。検討事項には、廃棄物情報の添付や構造基準の大幅な見直しなど重要なテーマが挙がるだけに、慎重な検討が求められる。

同省の主な検討事項「義務はない。測定方法には、▽建設混合廃棄物を明示して、排出事業者の分別方法▽排出事業者に対する廃棄物情報の添付または通知▽収集運搬時の混入防止▽構造基準の見直し▽展開検査場の要件、結果の記録」などが挙がっていると思われる。分別方法は「告示で熟しやく減量の確認は熟しやく減量の確認

環境省の主な検討事項

○建設混合廃棄物の分別方法などについて定めた告示(環境庁告示第34号)を見直し、熟しやく減量の確認実施を通知等、分別して排出されたことの確認を明確化することや熟しやく減量測定法、頻度などを示す
○排出事業者、中間処理業者における安定型5品目以外の付着・混入防止を徹底させる。処分場への排出事業者に対し廃棄物情報の添付または通知を求める
○収集運搬時の混入防止の義務化
○構造基準を見直し、処分場全体を代表する浸透水を採取するため、底部の浸透水化、底部集水溝、型型集水溝、排水設備、調整池などの設備を設置すること
○展開検査場の構造要件(廃棄物の種類・流出、汚水の地下浸透、安定型5品目以外の廃棄物の埋立への混入防止)を規定する
○展開検査の結果を記録(日時や排出事業者名、場所番号、運転者、マニフェスト番号、展開検査の結果、注意事項等、写真など)、保存の義務化

※関係者へのヒアリングなどを基に本紙が作成

安定型処分場の変遷

1977年3月	安定型処分場の対象物として、①廃プラスチック類②ゴムくず③金属くず④ガラスくずおよび陶磁器くず⑤工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片その他これらに類する不要物⑥これらに準ずるものとして環境庁長官および厚生大臣が指定する産業廃棄物と規定
1995年4月	シュレッダダスト(自動車等碎屑物)の埋立禁止
1998年6月	廃プリント基板(鉛を含むはんだが使用されているもの)、鉛蓄電池、鉛蓄電池の電解液、液状鉛蓄電池(側面部)、紙付き石膏ボード、有機性汚濁物の付着した廃容器包装の埋立禁止 安定型5品目以外の廃棄物の混入だけでなく、付着防止のために必要な措置を講じることも規定。特に建設混合廃棄物は分別、選別を徹底するため、①発生現場で安定型5品目(紙、布などが付着しているものを除く)とそれ以外を分別して排出する方法②混合して排出されたものを手ふるい、風力、磁気、電気などで安定型5品目とそれ以外に選別して、熟しやく減量を5%以下にする方法一を定めた
2006年6月	展開検査を義務付け、展開検査とは、全量を対象に、埋立処分前に投入車両から廃棄物を除くこと、目視で安定型5品目以外の付着、混入の有無を確認すること。埋立地以外の場所、埋立地内でも埋立終了した場所など、付着、混入があった場合に廃棄物が採取できる場所を定めて行う
10月	石膏ボードの埋立て全面禁止
	石膏系廃棄物(石膏粉等)、石膏含有産業廃棄物の無害化処理物が安定型産業廃棄物に追加

には排出事業者責任という方向。熟しやく減量だけでなく、重金属や有害物質、油などの有無、有機物をみるためにBODやCOD、TOC(全有機炭素)などの溶出試験を求めた方がよいとする意見もあったという。混入防止は廃石膏等などと同じように収集運搬から保管時に安定型5品目以外の廃棄物と混合しないことを示すというものだ。構造基準の見直しは「浸透水は処分場の一部からしか採れていない。処分場全体を代表する浸透水を採取するために底部の難透水性、集水管などの設備が必要。副次的に通気機能なども向上する(検討会委員)。ただ「管理型のように性能指針までは求めない(同)という。同省も「浸透水を採取できなければ確認のしようがない。難透水性とは「真シート」などを含めた概念という。展開検査は、搬入車両ごとに展開検査の結果を記録して保存するというもの。検査場については、埋立地に直接展開することの禁止や飛散防止対策を求めることを検討しているようだ。「不適物が入った場合に除外できる構造。基本的には、埋立地外でという「デュアル」(検討会委員)という議論分かれる場面も

「不適物が入った場合に除外できる構造。基本的には、埋立地外でという「デュアル」(検討会委員)という議論分かれる場面も

「不適物が入った場合に除外できる構造。基本的には、埋立地外でという「デュアル」(検討会委員)という議論分かれる場面も

「不適物が入った場合に除外できる構造。基本的には、埋立地外でという「デュアル」(検討会委員)という議論分かれる場面も

とも向上する(検討会委員)。ただ「管理型のように性能指針までは求めない(同)という。同省も「浸透水を採取できなければ確認のしようがない。難透水性とは「真シート」などを含めた概念という。展開検査は、搬入車両ごとに展開検査の結果を記録して保存するというもの。検査場については、埋立地に直接展開することの禁止や飛散防止対策を求めることを検討しているようだ。「不適物が入った場合に除外できる構造。基本的には、埋立地外でという「デュアル」(検討会委員)という議論分かれる場面も

関係者は「廃棄物処理制度専門委員会の第7回検討会では、確かに構造基準や維持管理基準の強化、搬入管理の手法の見直し、処分場の浸透水チェック機能の強化などが検討状況として挙がっていた。ただ、最終報告では安定型処分場の類型廃止ではないとされたはず。構造基準を見直すならば実質的な安定型廃止だろう」と話す。構造基準についても、ある検討委員は「自社処分場やがれき類、ガラス陶磁器くずなど品目が限定された処分場まで規制する必要があらぬのは議論がつくさくない」という。構造基準は新規計画、展開検査は既存施設を含めて適用されるものと考えられる。分別方法や廃棄物情報の添付、通知などは排出事業者を含めた適用範囲となるだろう。ただ、情報に熟しやく減量や溶出試験を求めること、安定型処分場向けの廃棄物のみに運搬基準を設けることなども、具体的な方向性はまだ見えていないという。「8月にも政省令案の「パブリック」と伝わる中、あり方検討会の最終報告がまとまっていない段階で同省が政省令公布にあわせた見直しを検討しはじめたこと、どの程度本気がつかみかねる」と懸念を口にしている関係者もいる。